青森市立浦町中学校部活動に係る活動方針

令和５年４月３日

はじめに

○部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていく。

○全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

○本活動方針は、青森市教育委員会の「運動部活動の方針」に従い、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針である。

１　適切な運営のための体制整備

ア　毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ　部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ　生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	陸上競技部、野球部（男子）、★卓球部、ソフトボール部（女子）、剣道部 ★バドミントン部、バスケットボール部（女子）、バレーボール部、★水泳部 ソフトテニス部（女子）、サッカー部（男子） ［★はクラブチームまたはスイミングスクールでの活動が主体となるもの］
文化部	科学部、合唱部、美術部

エ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ　教職員の業務改善、また生徒の指導や安全・安心を担保する上で、クラブチームを除き１部活動当たりの顧問は複数配置を基本とする。

２　適切な休養日等の設定

（１）休養日の設定

ア　週当たり２日以上の休養日を設ける。（長期休業中も同様）

・平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日以上を休養日とする。

・第３日曜日は「家庭の日」であることから、大会や交流試合を除き部活動休養日とする。

イ　毎週月曜日の定時退下日は部活動休止日とする。

ウ　週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

エ　部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

＊以下の期間を定例の休養日とする。

学校閉庁日	8/13～8/15
年末・年始休業	12/29～1/3

その他、定期テスト前や浦中祭準備期間中は決められた期間、活動の休止期間（オフシーズン）とする。ただし、直近に試合や大会が控えている場合は、事前に校長の承認を得、保護者の承認を取った上で、時間を限定して活動を行うことができる。

（２）活動時間の設定

１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（週休日含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

・平日の活動時間は、原則として通年で１５時３５分から１７時４５分までとする。顧問監督下で後片付けを確実に行い、１８時００分完全下校とする。なお、平日の早朝練習は行わない。

・主要大会前（概ね２週間前）の活動時間の延長、週休日の練習などは事前に校長の承認を得るとともに、保護者の承認、連絡を必要とする。なお、平日の活動時間延長は３０分間とし、１８時３０分完全下校とする。

（３）主要な大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期（ハイシーズン）とし、週休日に時間を限定しての活動を認めるが、過度な負担とならないように配慮すること。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意すること。

３　学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。

（１）中体連及び中文連が主催・共催する大会以外で、活動の一環として参加する大会を年４大会程度までとする。ただし、上位大会への出場権を得た場合は、一つの大会として数える。また、感染症等の対応から、参加数や大会参加自体を制限する場合がある。

（２）練習試合は年間１８日程度とし、練習日を計画的に配置する。また、事前に校長に届け出て承認を得る。合同チーム編成による合同練習等は、その限りではない。

（３）宿泊を伴う練習、他県への練習遠征は、生徒の健康・安全や移動の負担等を考慮し、原則認めない。

４　運営上の留意点

（１）活動の原則

ア　顧問が学校に不在の場合は、原則として活動中止とする。

イ　顧問は活動場所で指導にあたることを原則とする。

ウ　生徒の心身の成長に結び付く活動を心がけ、勝利至上主義にならないよう留意する。

（２）入部、退部について

ア　全校生徒による希望参加制とし、入退部は保護者の同意を得ていれば時期を問わず可能とする。また、転部することができる。ただし、大会等出場（申込）時は人数制限による出場辞退等の混乱を防ぐため、該当部活動の顧問はその時期について生徒や保護者とよく相談し決定するものとする。

イ　一年の内の退部または転部は２回まで可とする。また、同一部活動への入退部の繰り返しは、原則これを認めない。

（３）年間計画、活動日程について

ア　各部から年度の初めには年間計画を提示し、経費・休日・大会の時期について生徒や保護者が年間を見通せるように努める。

イ　毎月末には翌月の部活動練習日程を配付（または学校ＨＰに掲載）する。

（４）外部指導者の活用について

外部指導者（コーチ）を活用する場合は、各部顧問から（保護者会設置の部活動では保護者会と相談する等を経て）推薦するコーチを校長に具申する。校長は面接を行い、総合的な見地から判断し、委嘱の可否を決定する。コーチとして委嘱する場合には、正式に委

嘱状をもって委嘱することとする。
なお、外部指導者（コーチ）の委嘱等については、【別紙１】のとおり定める。

（５）保護者会について
ア　各部の保護者会に関しては、保護者の要望を第一とし、設立から運営まで保護者が行うものとする。
イ　保護者会は、部活動の運営に関して意見を述べることはできるが、運営することはできない。
ウ　保護者会の年会費がある場合は、顧問と相談して決定する。
エ　保護者会の年会費の徴収に関しては、保護者会が行う。
オ　保護者会の年会費の運用については、顧問と相談して行う。

（６）新規開設または廃部・休部について
ア　今後、部活動の地域移行化が進められること、また、本学校区における生徒数の減少が見込まれ、教職員数も減少に転じることが予測されることなどから、管理運営面や部活動自体の維持で困難が生じるため、新規開設は行わない。
イ　単独または合同チームが編成できなくなった場合は、募集を停止し、廃部または休部扱いとする。その際、該当生徒並びに保護者に事前に意図を説明し、理解を得られるよう努める。なお、廃部・休部の判断基準は次のとおりとする。
・団体競技において、２年連続して正規の登録部員で単独チームを編成できない場合、次年度から募集停止とし、夏季大会終了時点で廃部とする。
・チームとして（合同含む）１年間大会等に出場できない場合、廃部とする。
・個人戦や少人数で大会等に出場できる場合であっても、正規の登録部員数が２名以下になった場合は、その年度をもって休部扱いとする。ただし、年度初めの部員の募集はできる。
・校長が認めたクラブチームやスイミングスクールについては、上記の判断基準の適用を受けないが、大会引率等は中体連主催・共催のみを基本とする。（大会規約等で所属校の教員引率が指定されている場合を除く）

５　その他

（１）適切な指導について
・科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
・顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
・顧問は、中央競技団体等から出されている指導の手引きを十分参考にするとともに、青森市教育委員会から出された「運動部活動の方針」の「７　スポーツ障害の予防と応急手当」を参考にして指導にあたる。
・いかなる理由があっても、部活動の指導で暴言や体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、暴言や体罰のない指導に徹する。

（２）児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備について
・地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性などを十分考慮し、参加生徒や保護者、地域の要請にこたえることができるよう努める。
・生徒の自発的活動ができるように、適切な指導助言に努める。また、生徒の健康や安全に留意するとともに、指導教師と生徒、生徒同士の人間関係を大切にしながら個性の伸長に努める。

（３）本活動方針は令和５年４月３日から施行する。

【別紙１】青森市立浦町中学校　外部指導者（コーチ）委嘱要綱

第１条
　この要綱は、中学校の部活動において、学校の外部から実技指導者（コーチ）として援助していただき、もって部活動の充実を図ることを目的とする。

第２条
　外部コーチは、次の各号のすべてに該当する者とする。
（１）公立諸学校の教員以外の者
（２）実技の指導力に優れた者
（３）学校の部活動の方針に従うとともに、担当教員に協力し、教育目標を共に実現しようとする者
（４）指導に関して誠実かつ責任感があり、地域でも信頼されている者
（５）当該年度４月１日現在で、２３歳以上６５歳以下の者
（６）健康状態が優れ、年間を通して指導できる者

第３条
　外部コーチは校長の指導・監督のもとに、当該部活動担当教員（以下「顧問」）の実技指導に協力し、生徒に対して実技の補助指導を行う。

第４条
　外部コーチの指導範囲は、中学校で部活動として認めている部活動とする。

第５条
　外部コーチの任期は、委嘱の日から当該年度の３月３１日までとし、再任は妨げない。

第６条
　校長は、外部コーチが次の各号に該当する場合は、解職することができる。
（１）心身の故障等により、コーチの任に堪えられなくなった場合
（２）校長が、外部コーチとして適格性を欠くと認めた場合

第７条
　外部コーチはボランティアとし、謝金や謝礼は一切発生しない。

第８条
　この要綱は令和３年４月１日から施行する。

青森市立浦町中学校長　様

外部コーチ登録申請書

部活動名		
ふりがな 氏　　名	印	男　・　女
生年月日	S・H　　年　　月　　日	年齢　　歳
郵便番号 住　　所 電話番号	〒　　－ 自宅　　－　　－　　携帯　　－　　－	
勤 務 先 （会社名）		
郵便番号 勤務先住所 勤務先TEL	〒　　－ TEL　　－　　－	
活 動 歴		
推薦理由 (顧問記入)		
備　　考 特記事項		

委　嘱　状

様

青森市立浦町中学校　　部

外部指導者（コーチ）として委嘱します

委嘱期間は令和６年３月３１日までとします

令和　５年　４月　３日

青森市立浦町中学校

校長　木村　信一　　印